

平成25年1月31日

各位

1, 不掲載を2回決定。いずれも、正当な根拠なし!

(1) 「あびら議会だより」に投稿

昨年の議会で、早来こども園の「屋根・床・その他の欠陥」が、議会で2回取り上げられました。しかし、それに対する町理事者の答弁は、「これは軽微な瑕疵（かし）であって欠陥でない。」というごまかしの答弁であり、とうてい納得出来るものではありません。私は、その疑問を「あびら議会だより」に投稿しました。(別紙)
投稿は「みなさんの声をお寄せ下さい」という広報特別委員会の呼びかけに応じたものです。同委員会では、①議会だよりを読まれた感想 ②議会を傍聴されての感想 ③ 議会へのご意見・ご要望と3つの応募条件を示しておりました。
私の原稿の内容は、2番目の「議会を傍聴されての感想」に該当するものでした。

(2) 1回目の「不掲載理由」

しかし、広報委員会は、『不掲載の決定』をし、その理由を『直接、議会に対するものではない』と3番目の「議会へのご意見・ご要望」に該当しないことを理由にしました。つまり、応募条件に合わないとして、「門前払い」をして来たのです。その上で、掲載するのは、『建設的』で「今後の議会運営や改革に役立つもの」と述べ、『門前払い』をしたあとでは、本来、不要となったはずの理由を取って付けたように追加しました。

(3) 2回目の「不掲載理由」

私は、投稿原稿は、広報特別委員会の『よびかけ』の3つ募集条件の1つに合致しており、3番目の募集条件でないことを理由に『不掲載』と決定するのはおかしいと訴え、再検討の文書を提出しました。
しかし、広報特別委員会は、再度、『不掲載』の決定をしました。その理由は、1回目の『門前払い』のあとでは、本来不要であった『建設的』で「今後の議会運営や改革に役立つもの」とした理由を持ち出し『必ず掲載するとは言っていない』との回答でした。

2, 私の原稿（指摘）は、「建設的」な内容です。

(1) 『建設的』という意味

まず、「建設的」という言葉の意味を、辞書的に言えば、「物事を積極的・発展的に進めようとする」ことです。
本来、広報特別委員会は、この用語の基本的な意味の共通理解から議論するべきだったと思いますが、そうした議論や問題提起は委員会の中にはありませんでした。

(2) 原稿（議会傍聴の感想）の2つの中身

私の『議会傍聴の感想』に書いてあるのは、**1点目**：『軽微な瑕疵（かし）であって欠陥ではない』との理事者答弁は間違っている。『瑕疵（かし）とは欠陥や誤りを示す法律用語で同じ意味だ』と指摘したことです。
これは、インターネットに開設している「御器谷法律事務所」や「みらい総合法律

事務所」、それに、安平町で行われた「無料法律事務所」等の各弁護士たちの共通の認識です。

町の理事者は、『雨漏りや床の盛り上がりや欠陥でない、欠陥でない』と言い続けるために、瑕疵（かし）という法律用語を持ち出し、言葉のごまかしをしたのです。

2つ目は品確法を踏まえた瑕疵（かし）の状況を合わせて検討するべきだという趣旨です。この私の指摘は、問題の解決やこども園の屋根・床、その他の欠陥問題を解明・解決する上で重要なことです。何処までが10年の対象なのか。その部位の確認と程度の状況から軽微であるかをどうかの判断をどうするのか。その検討が必要だという趣旨です。

議会が、この2つの問題に踏み込んで議論していない状況下で、「議会傍聴の感想」の形で、問題提起をしたことは、議会の議論を深める上で、また、町理事者の認識を深める上で、また、問題解決を図る上で真に「建設的」な問題提起でした。

広報特別委員会では、私の上記の内容の2点そのものを『建設的』かどうかを全く議論していません。それにもかかわらず、私の『議会傍聴の感想』を『建設的でない』との結論を導き不掲載に決定したことは、誠にもって遺憾なことです。

3、懸念される『建設的』という言葉の使われ方

(1) 町の答弁を批判することを『建設的でない』と言っているのか。

広報特別委員会は、町理事者の答弁に『批判的である』こと、イコール『建設的でない』と言っているのでしょうか。

さすがに「そうだ」とは、公言しにくいとは思いますが、もし実態がそうならば、その判断は、北朝鮮や中国ならいざ知らず、民主主義社会では、とうてい相容れないものです。

私が承知しているのは、町理事者批判を『建設的でない』と言って排除しようとする傾向の議員が、この安平町議会には多くいることです。

この度、広報特別委員会が、掲載は「建設的」でなければならぬとし、『不掲載を決定』しましたが、その広報特別委員会は『建設的』という用語の検討や投稿原稿の「論点2点」を具体的に『建設的か否か』を検討したのかどうか。議事録を読む限り、そのような基本的な検討は、全くなされていません。従って、この度の『不掲載決定』は、『建設的』という用語を、町理事者に対する批判的意見・感想を排除するための道具として、単なる方便として用いられた疑いが極めて濃厚であることを指摘しておきます。

(2) 『不勉強』『無気力』な議員の実態が、町民に知れわたることに対する心配。その為、『建設的でない』と言って排除したのか。

広報特別委員会には思いもよらない意見が次から次と出たのですが、これもそのうちの1つです。ある民主党議員が次のように発言しました。

「議員は何をしているんだということを言いたいんでしょ。吉岡さんは。」
「吉岡さんの言うとおりでした。私たちも詰めが甘かった、と言うのか」と。

この民主党議員は、私の原稿を『議員批判』と深読みしたようです。

私にはこの議員が心配するような意図は、全くありませんでした。

しかし、安平町議会が、行政に対して、『不勉強』の為に、チェック機能を十分果たして来なかった事例は沢山あります。

しかし、その都度、反省の弁を口にし、努力する議員は極めて少数です。

大多数の議員は、知らんぷりして自分に責任がないかのような顔をし、他方、「不勉強」は、出来るだけ隠したいという心情が強いようです。

先の民主党議員の発言は、その心情をはからずも吐露したものと受け止めることが出来ます。

今回、私の『議会傍聴の感想』を不掲載決定させる為の議員達の発言は、掲載により、議員の不勉強とチェック機能の悪さが表沙汰になりかねない。そのことを恐れての過剰反応か、と思わせる状況にあります。

広報特別委員会で出された発言は、「非建設的」なトンチンカンな意見のオンパレードでした。要するに、私の投稿原稿を『ボツ』にするためにだけ、それだけを目的に支離滅裂な発言を繰り返しているという印象のやりとりでした。

トンチンカンな発言の数々・・・

こんな議員に、年間300万円もの報酬（税金）は払いたくない！

彼らの発言を具体的にいちいち、書くのはバカらしいのですが、発言のひどさを知って頂く意味で、紙面の許す範囲で紹介しておきます。

①『質問した議員が納得しているから不要』

この発言は、何人かの議員から繰り返し出ていました。しかし、これは、募集内容と『感想』の国語的意味を全く理解しない発言です。

質問者が納得しようがしまいが、それを含めて『感想』は存在するのです。

従って、『質問した議員が納得しているから不要』だとする意見は、募集内容と『感想』の国語的意味を全く理解していないトンチンカンな発言です。

②「質問者に対する誹謗中傷だ。（質問者が納得しているのだから）」

これなどは論外と言うべき発言です。こんな物の考え方で議員をやっているのか、と、議員の基礎的見識を疑います。

主権は国民に有るんです。議員が仮に自己満足した答弁であっても、（この質問した議員は、答弁に納得しているとは思いませんが）国民が別な感想を持って意見を述べあうことを認めるが民主主義の基本です。

どうして、これが、誹謗中傷になるのでしょうか。

この発言者は民主党を名乗っている議員ですが、民主主義のイロハもわかっていないようです。所属政党の恥さらしですね。二重に滑稽（こっけい）です。

③『議会で決まったことを蒸し返すやり方だ。個人の意見で間違っているということになれば、無法地帯だ。』

これも絶句した発言です。『議会で決まったことを蒸し返す』ってどういうことですか？今までだって、答弁違いが訂正されたり、議会議決を要する事案であることが指摘されて、後日、正式に議決したことがありました。また、条例にミスがあったのに気付かず議決したあとで、再議決したことだってあるじゃないですか？間違いを見つけるのが、役場職員だったり、町民だったり様々です。それはそれで、遺憾なことですが、仕方がないことです。議員がそれをチェックできなかったのですから。この意見を述べた議員もチェック出来ていません。それなのに、「個人の意見で間違いが明らかにされる」ことが、『無法地帯』だということから驚きです。民主主義の感覚が全くないのですね。間違いに気づき、指摘するのは、町民個人であろうとどの組織であろうと必要なことです。そのことによって誤りが正されることは、何の問題もありませんし必要なことです。この発言者は、町の監査委員です。簡単に言えば、町政の間違いを指摘し是正させる仕事でもありませんか。監査委員や議員以外に『間違いを指摘すること』は、許さないとも言うのですか？そうした考えが「無法地帯だ」という言葉になったのですか。もしそうなら、議員としての基礎的な資格条件を欠いていること指摘しておきます。

④『議長が答えられる責任分野でないので載せられない。議会と全く関係ない』

この発言も民主党議員の発言ですが、募集の要件を全く理解していません。私が投稿したのは、広報特別委員会の呼びかけに応じて「議会傍聴の感想」に関してだけです。発言者の何人かが、『意見書』『意見書』と言っておりますが、私が提出したのは、意見書ではなく「議会傍聴の感想」だけです。ましてや、回答を議会に求めたものではありません。それなのに、「議長が答えられる責任分野でないので載せられない」との発言は、どんな思考回路を経て導き出されたのでしょうか。100回、頭をひねっても考えても、到底理解できません。これも支離滅裂な発言の典型というべきでしょう。募集要件と投稿原稿のどこを読んで発言しているのでしょうか？
因みに、この議員は、①の発言を何度も繰り返しました。

⑤『あくまでも個人の意見だから。感情的なものだから（載せる必要は無い）』

この議員も、募集要件を全く理解しておりません。そもそも、広報特別委員会が募集したのは、町民一人一人個人の『感想』『意見』『要望』です。『個人の意見だから載せない』と主張するのは、広報委員会の呼びかけ自体を否定するものです。この議員が、その基本すら理解していないのには、只、只、あきれるばかりです。『感情的』というのは、この議員のように理屈に合わないことを無理矢理、押し通そうとする時に、よく現れるコントロールできない感情を言う事が多いのです。この議員は、自分が『感情的』になっていることに気付かないほど冷静さを失っています。『感情的』と言うこの言葉は、そっくり、この議員に返上します。